

# 福岡市科学館 連携スクエア 出展規約

## 1. 連携スクエアの目的

- (1) 福岡市科学館 連携スクエアは、九州、福岡を中心とした企業・団体の、特色ある製品や技術力、活動等を紹介することにより、来館者が身近で多様な科学の魅力を発見する場を目指すとともに、連携スクエアにおいて展示を行う企業・団体等(以下「出展者」という)が今後の製品開発や活動に役立つ来館者とのコミュニケーションを創出できる場を目指します。

## 2. 規約の遵守

- (1) 出展者は、福岡市科学館連携スクエア出展規約(以下「本規約」という)の各規定および福岡市科学館指定管理者である(株)福岡サイエンス&クリエイティブ(以下、「FSC」という)が策定する「出展説明書」(以下「出展説明書」という)に記載する各規定を遵守するものとします。

## 3. 出展資格

- (1) 出展者は、原則として福岡に拠点(本社・支店・工場・研究機関等)を構え、独自の技術を保有する企業・団体および研究機関とします。
- (2) 出展物は、原則として出展者が保有する技術およびそれを使った製品、もしくは科学技術を学習できる展示物とします。
- (3) 展示内容は、連携スクエアの目的や科学館が指定する基本理念および科学館が指定するテーマに基づいており、小・中学生、高校生を中心に様々な体験を通じた学習が可能であるものとします。

## 4. 申込み

- (1) 出展希望者は、「出展申込書」に必要事項を記入して、FSCまで提出するものとします。出展内容を確認後、FSCが出展申込を承諾する場合は、別途「出展契約書」(以下「出展契約書」という)を締結します。ただし、出展申込者が多数の場合、または出展内容が福岡市科学館連携スクエアの趣旨にそぐわないとFSCが判断した場合、出展申込をお断りする場合があります。

## 5. 各種費用の負担

- (1) 展示物等の製作・設置・撤去工事費等は、出展者の負担とします。
- (2) 展示物等の破損・故障・部品交換等に対する修繕費は、出展者の負担とします。
- (3) 理由の如何をとわず、出展が終了した場合は、出展者がその費用と責任で連携スクエアの原状回復を行うものとします。
- (4) 連携スクエアの使用料は無料とします。

- (5) 福岡市科学館職員が行う、展示物の開館・閉館時の電源操作、簡易清掃、パンフレット等印刷物の補充、展示品の整頓等で軽微なもの等に係る管理費は、出展者の負担とします。管理費については、出展契約書にて別途定めるものとします。

## 6. 出展期間

- (1) 原則として、3年間とし、出展契約書にて別途定めるものとします。
- (2) 上記期間を超えて展示を継続する場合は、科学館が提示したテーマに合わせた展示の更新を実施することを条件とする場合があります。尚、継続時に出展希望者が多数の場合、FSCと協議の上、継続及び更新するものとします。

## 7. 出展期間中の展示更新

- (1) 出展者は、出展期間中に展示内容の更新を行うことができます。出展者は、更新を行う時期や工法については、FSCと協議の上、実施するものとします。

## 8. 出展の取り止め

- (1) 出展者は、出展期間中であっても、事情により出展を取り止めることができます。取り止めに希望する場合は、速やかにその旨をFSCに申入れるものとします。具体的な撤去時期については、出展者とFSCの協議により決定するものとします。

## 9. 出展の取り消し

- (1) FSC は、出展期間中に出展者による本規約、出展説明書又は出展契約書への違反があった場合には、出展契約を解除し、出展を取りやめさせることができます。出展者は FSC の指示する時期に、撤去するものとします。

## 10. 広報活動に関する規約

- (1) 出展者は、連携スクエアを活用したデモンストレーションやワークショップを行うことができます。実施にあたってはその詳細についてFSCと協議するものとします。
- (2) 自社紹介パンフレットや技術等に関する各種配布物を連携スクエア内にて設置、配布することができます。ただし、製品・サービスの販売に直結する資料(製品カタログやチラシ等)は除きます。実施にあたってはその詳細について FSC と協議するものとします。
- (3) 会場内で現金の授受を伴う製品・サービスの提供等、出展者の直接的な営業活動や勧誘は、禁止します。
- (4) 「公」の施設運営の立場から、製品の効果の紹介など営業行為につながる表現は原則認めません。また、具体的な競合他社名やその製品名を挙げての比較等は禁止します。

## 11. その他

- (1) 連携スクエア内において、火気・水を使用する展示、デモンストレーションおよびワークショップは行えません。
- (2) 出展者は、出展物の搬入出ならびに展示、デモンストレーションおよびワークショップの実施

にあたっては、関係法令を遵守し、事故防止に努めるものとし、万一第三者に損害を与えた場合の責任は出展者が負うものとし、

- (3) 出展面積の一部あるいは全部を第三者に転貸、売買、譲渡、交換することはできません。またFSCの承諾なしに、出展者以外の個人・団体等が使用、展示することはできません。
- (4) 他の企業出展者の活動の妨げになる行為は禁止します。
- (5) FSCは、本規約および出展説明書の各規定を変更することがあります。また変更が生じた場合には、直ちに出席者へ通知します。その場合、出席者は、変更後の本規約および出展説明書を遵守するものとし、
- (6) FSCは、天災その他の不可抗力の原因により出展期間を変更し、または出展を中止させることがあります。FSCはこれによって生じた損害を補償しません。
- (7) その他定めのない事項について疑義が生じた場合には、出席者とFSCとの間で協議の上、決定するものとし、